

今回のe-ラーニングは
「令和4年度コンプライアンス推進テーマ」と
「教職員の服務規律の確保」を取り上げます。

「信頼される学校・教職員」をめざし、
各所属で不祥事根絶に向けて取り組んでください。



令和4年度コンプライアンス推進テーマ

- ① わいせつ・ハラスメント行為の根絶徹底
ア 児童生徒に対する不適切な行為の根絶
イ 職場のハラスメント行為の根絶
- ② 体罰の防止策の実践強化

(注) 本研修で取り上げる事例は、全て他県の事例を参考にしています。また、懲戒処分は各教育委員会ごとの判断であり、事例の背景や当事者のそれまでの勤務状況等はさまざまであることから、同様の事例でも処分は異なることがあります。

※ 矢印()をクリックしてください。

 次のページへ

児童生徒へのわいせつ、セクシュアルハラスメント、不適切な行為をなくすために、次のことを再認識し、自分の言動に反映させましょう。

- これ以降、本研修では、不適切な行為、わいせつ行為及びセクシュアルハラスメントを合わせ「不適切な行為等」という。

- ◎ 自分勝手な考えによる言動を相手は理解し同意するだろうという**甘い認識は、改める。**
- ◎ 児童生徒と**私的なやりとりをしない。**
- ◎ 不必要な**身体的接触をしない。**
- ◎ 不適切な行為等は**同性の間でも起こる。**
- ◎ 不適切な行為等には、**言葉によるものもある。**

◇**わいせつ行為等**の標準的な処分量定「教職員の懲戒処分の指針（徳島県教育委員会）」より

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
(1)児童生徒に対し、わいせつな行為を行った教職員	○			
(2)児童生徒にセクシュアル・ハラスメントを行った教職員	○	○	○	

(問1) 次の事例における教職員は、懲戒処分(減給)を受けましたが、不適切な行為と考えられることはいくつ挙げられますか。

県立高校の女性教諭は、9か月の間、顧問を務める部の男子生徒1人と複数回SNSでやりとりし、「初詣に行かない？」などと2人での外出に誘うなどした。私的なやりとりをやめてほしいと男子生徒が頼むと、女性教諭は男子生徒の体に頭からもたれかかった。恋愛感情はなく、部で同じ目標に向かう中で気持ちがい上がっていた。



① 1つ



② 2つ以上

正解 ② 2つ以上

不適切な行為等の根絶のために

- 児童生徒とのSNS等のやりとりは、学校のルールに則った公的な連絡のみにしましょう。
 - ・私的に2人だけの場を持つことについては、誘うことは当然禁止、誘われた場合にも拒否することが必要。
 - ・SNS等での私的なやりとりは、一緒にいなくても2人だけの場を作ることとなります。
- 身体的接触をせずにコミュニケーションができる方法を選びましょう。
 - ・身体的接触には、手や指で触るだけでなく、自分の身体を相手に押し当てたりすることも含まれます。
- 相手が嫌がっていれば、その言動は直ちにやめましょう。



次のページへ

(問2) 次の事例を読み、不適切な行為を行わないために、日頃からどのようなことに配慮すべきか、考えてみましょう。

公立中学校の男性教諭は、自校の男子生徒とSNSで私的なやりとりをしていたが、「大学に進学して一人暮らしを始めたら、絶対に彼女を作って」という趣旨のメッセージに加えて、わいせつな言葉を送信した。男子生徒は、その言葉に困惑し、男性教諭との今後のやりとりをどうしたらいいかと、学級担任に相談した。



不適切な行為等の根絶のために

- 児童生徒とのSNS等でのやりとりは、学校のルールに則った公的な連絡のみにしましょう。

「徳島県教職員ソーシャルメディアの私的利用について【改訂版】」

- 不適切な行為等は異性にも同性にもしないと、常に意識しましょう。

- 発する言葉が、セクシュアルハラスメントや不適切な行為に該当しないかどうかを意識しましょう。

例) もし保護者が隣にいても、同じ言動を取れるか、
自宅の隣人やその子供にも同様の言動ができるか、と考える。

- 児童生徒は、教職員との力関係により拒否できないで、黙認や同意のようなそぶりを見せる可能性があることを意識しましょう。



全ての教職員が守る法令等や通知、各所属で決めたルール等は、児童生徒だけでなく、教職員を守るためのものです。

不祥事の発生には、次の3つの要因①②③が挙げられます。

① **自制心の欠如**⇒例：自分本位の甘えの心

② **手段**⇒例：メール交換

「徳島県教職員ソーシャルメディアの私的利用について【改訂版】」

③ **場**⇒例：校内の密室

「不祥事根絶対策タスクフォースからの『提案』」と、「提案」を基にした取組や各校のルール

「徳島県教職員のハラスメントの防止等に関するハンドブック」

リーフレット「ハラスメントのない職場にするために」（令和2年11月発行）

※徳島県立総合教育センター「コンプライアンス研修のページ」からダウンロードできます

法令や通知等を踏まえた「知識」を、研修資料等を利用して再確認し、
不祥事の要因を取り除く「意識」を更新して「行動力」につなげましょう。



(問3) 次の各項目は、セクシュアルハラスメントになり得る言動です。各々をチェックして、日頃の自分自身や同僚の言動を振り返ってみましょう。

(「徳島県教職員のハラスメントの防止等に関するハンドブック」より)

	項 目
1	性的な話題でからかったり卑猥な冗談を言ったりする、またはそうした話をする同僚に同調したり相づちを打ったりする。
2	独身の同僚に「どうして結婚しないのか。」と、しつこく聞く。
3	女性の仕事としてお茶くみやコピー取り、掃除などの雑用をさせたり、「自分も過去にしてきたから女性がするのが当たり前」という旨の発言をする。
4	「男のくせに…」 「女のくせに…」で始まる発言をする。
5	体調が悪そうな同僚に「今日は生理日か」「もう更年期か」などと発言する。
6	相手の身体を執拗に眺め回す。



(問4) 次の事例A、B、Cはハラスメントになり得る言動でしょうか。

	事 例
事例 A	育児休業を取る予定の男性教員Wは、職員室で、同僚数人が「どうして男性のW教諭が育児休業を取る必要があるのか。」と大声で話すのを聞いた。同僚数人は、Wに対して面と向かって話したのではなかった。
事例 B	担当業務について説明を求めるといつも長々と時間をかけて話す教員Xに対して、教頭Yが、事前に「5分くらいで簡潔に言えるように、話す内容を準備しておいてください。」と言った。
事例 C	複数の教職員が示し合わせて、周りの同僚から数回教えられてもタブレット操作等が十分に習得できないで困っている同僚Zを、わざと避けて、話しかけられないようにしている。

 ① A、Bがなり得る。

 ② A、Cがなり得る。

 ③ B、Cがなり得る。

 ④ A、B、Cがなり得る。

正解 ② A、Cがハラスメントになり得る。

解答と解説

✓ ハラスメントになり得る

<p>事例 A</p>	<p>✓</p>	<p>男育児休業を取る予定の男性教員Wは、職員室で、同僚数人が「どうして男性のW教諭が育児休業を取る必要があるのか。」と大声で話すのを聞いた。同僚数人は、Wに対して面と向かって話したのではなかった。</p> <p>育児に関するハラスメント：制度等の利用への嫌がらせ型 セクシュアルハラスメント：性的な内容の発言であり、性別により差別しようとする意識等に基づくもの</p> <p>※直接言わなくても、聞こえる状況であったり、本人に伝わることを意識していた状況であったりすると、パワーハラスメントになる場合がある。</p>
<p>事例 B</p>		<p>担当業務について説明を求めるといつも長々と時間をかけて話す教員Xに対して、教頭Yが、事前に「5分くらいで簡潔に言えるように、話す内容を準備しておいてください。」と言った。</p> <p>業務上必要かつ相当な範囲を超えないので、ハラスメントには該当しない</p>
<p>事例 C</p>	<p>✓</p>	<p>複数の教職員が示し合わせて、周りの同僚から数回教えられてもタブレット操作等が十分に習得できないで困っている同僚Zを、わざと避けて、話しかけられないようにしている。</p> <p>パワーハラスメント：人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）に基づくもの</p>

■ ハラスメントを行わないために

- **大切な職場の仲間**である**相手の人格を尊重**しましょう。
- 相手が、職場の人間関係等を考えて、**拒否の意思表示ができない**場合もあることを認識しましょう。
- 自分自身が職場の**円滑なコミュニケーションの担い手**であることを意識しましょう。

■ ハラスメントに起因する問題が生じた場合に ①

- **「周囲や職場に迷惑をかけたくない」と、一人で我慢する問題ではありません。**
 - ・ 迷惑をかけているのは、ハラスメントをしている側です。
 - ・ 勇気ある行動は、職場の環境を良い方向に導きます。
- **「嫌です。」という意思を相手にはっきりと伝えましょう。**
 - ・ 無視したり受け流したりすると、相手が増長するおそれもあります。
 - ・ **一人で悩まず**、まずは信頼できる話しやすい人に**相談を**。

■ ハラスメントに起因する問題が生じた場合に ②

- 相談を受けた場合は、相談者の意思を尊重しながら、問題の解決を図りましょう。
- すぐに管理職等に報告・相談が届くようにしましょう。
 - ・ 各学校・所属の「ハラスメント相談体制」を確認しておきましょう。

◇ 「ハラスメント相談窓口」について知っていますか？

県教育委員会では、県立学校・事務局・教育機関の教職員を対象として、ハラスメントについての相談窓口をコンプライアンス推進室・教育政策課・教職員課に設置しています。
※市町村立学校の教職員の方は、各市町村教育委員会に御相談ください。

体罰は法律で禁止。

学校教育法（児童、生徒等の懲戒） 第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、**体罰を加えることはできない。**

体罰と、正当防衛、正当行為について

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(平成25年3月13日文部科学省)より

● 通常、体罰と判断されると考えられる行為

- 身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）
- 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）

● 通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等がやむを得ずした有形力の行使
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

(問5) 次の事例A、B、Cは体罰にあたるでしょうか。

	事 例
事例 A	公立高校の教諭は、試合中に相手チームの選手とトラブルになり殴りかかろうとする生徒を、落ち着くまで押さえて制止した。
事例 B	公立中学校の教諭は、宿題を忘れた生徒に対して、教室の後方で起立したまま授業を受けるよう言い、途中で生徒が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。
事例 C	公立小学校の教諭は、運動会の練習中に、けんかした相手に蹴りを入れる児童を見つけたので、蹴られる痛みをわからせ、トラブルを止めるために、児童の足を蹴った。

 ① A、Bが体罰にあたる。

 ② A、Cが体罰にあたる。

 ③ B、Cが体罰にあたる。

 ④ A、B、Cが体罰にあたる。

正解 ③ B、Cが体罰にあたる。

解答と解説

✓ 体罰にあたる

事例 A		公立高校の教諭は、試合中に相手チームの選手とトラブルになり殴りかかろうとする生徒を、落ち着くまで押さえて制止した。
		正当行為：他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
事例 B	✓	公立中学校の教諭は、宿題を忘れた生徒に対して、教室の後方で起立したまま授業を受けるよう言い、途中で生徒が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。
		体罰：被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）
事例 C	✓	公立小学校の教諭は、運動会の練習中に、けんかした相手に蹴りを入れる児童を見つけたので、蹴られる痛みをわからせ、トラブルを止めるために、児童の足を蹴った。
		体罰：身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）

■ 体罰の防止のために

- **子供の人格を尊重**しましょう。
 - 日頃から**子供理解に努める**生徒指導をしましょう。
 - ・ 子供が話す機会を多く持ちましょう。
 - ・ 子供の心理や行動様式、考え方の多様化を踏まえましょう。
 - 子供の指導で困難を抱えた場合や、体罰かと思われる他教員の指導を見かけた場合は、**個人で抱え込まず、管理職等に報告相談**しましょう。
- 自分のストレス状態に気づき、**ストレス対処法**を見つけましょう。
 - アンガーマネジメントなどの**自己統制の方法**を身につけましょう。

本年7月には、国政選挙が行われます。教職員は、政治的行為が制限されており、さらに「政治教育」を行う上で守るべき事柄があります。ここでは、「宗教教育」を行う上で守るべき事柄と合わせて、児童生徒に対する不適切な行為を生じさせないために、知識と意識の再確認を行いましょう。

(問6) 次の中で、不適切な行為となる可能性のある言動はいくつありますか。

	具体的な言動
1	学級活動の時間に、児童に「週末の選挙で先生は誰に投票するのですか。」と尋ねられ、投票するつもり候補者の名前を答えた。
2	ホームルーム活動の時間に、教室に合格祈願の札を持ち込み、ホームルームの生徒全員と一緒に手を合わせて、試験の合格を祈るよう指示した。
3	悩みを抱えている生徒を、自分の信仰する宗教の行事に誘った。
4	授業の資料として、自分が支持する政党だけのパンフレットを生徒に配布した。



① 2つ



② 3つ



③ 4つ

正解 ③ 4つ

解答と解説

✓ 不適切な行為となる可能性がある

1	✓	教職員が、自分が投票する予定の候補者名を児童生徒に伝えることは、その候補者と、その候補者が所属する特定の政党とを支持するための政治教育に繋がる可能性がある。
2	✓	児童生徒に特定の宗教に対する礼拝を指示することは、特定の宗教のための宗教教育に繋がる可能性がある。
3	✓	児童生徒を自分が信仰する宗教の行事に誘うことは、特定の宗教のための宗教教育に繋がる可能性がある。
4	✓	教職員が、自分の支持する政党のみのパンフレットを児童生徒に配布することは、特定の政党を支持するための政治教育に繋がる可能性がある。

教育基本法

(政治教育) 第14条第2項

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育) 第15条第2項

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

コンプライアンス推進の取組は、
「誠実な教職員が働く、信頼できる組織」を実現し、
県民の信頼に応えられる**質の高い教育活動の提供**に繋げて
いくことを目的としています。

今回のe-ラーニングで**更新した**
「知識」と「意識」を活用して、
「教職員としての誇りと自覚」をさらに高める取組を
充実させていきましょう！



e-ラーニングによるコンプライアンス研修、お疲れさまでした。
続いて、**「e-ラーニング研修アンケート」**にお答えください。